

障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(地域相談員)</p> <p>第10条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員</p> <p>(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる者のほか、障害のある人の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者であって知事が適当と認めるもの</p>	<p>○障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(地域相談員)</p> <p>第10条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。</p> <p><u>(1) 民生委員法(昭和23年法律第198号)による民生委員及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第16条第2項の規定により充てるものとされた児童委員</u></p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員</p> <p>(3) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる者のほか、障害のある人の福祉の増進に関し熱意と識見を持っている者であって知事が適当と認めるもの</p>	<p></p> <p>地域相談員対象者に民生・児童委員の追加</p> <p>号ずれ</p> <p>号ずれ</p> <p>1号追加による表記の変更</p>

<p>2 知事は、<u>前項第3号</u>に掲げる者に委託をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（第14条に規定する富山県障害のある人の相談に関する調整委員会をいう。次条第2項において同じ。）の意見を聴かなければならない。</p>	<p>2 知事は、<u>前項第4号</u>に掲げる者に委託をしようとするときは、あらかじめ、富山県障害のある人の相談に関する調整委員会（第14条に規定する富山県障害のある人の相談に関する調整委員会をいう。次条第2項において同じ。）の意見を聴かなければならない。</p>	<p>第1項に1号追加したことによる表記の変更</p>
<p>3・4 (略) 第11条～第13条 (略) 第2節 (略) 第14条 (略) 第3節 (略) 第15条～第21条 (略) 第4節 (略) 第22条・第23条 (略) 第5節 (略) 第24条 (略) 第4章 (略) 第25条 (略) 附 則 1～3 (略)</p>	<p>3・4 (略) 第11条～第13条 (略) 第2節 (略) 第14条 (略) 第3節 (略) 第15条～第21条 (略) 第4節 (略) 第22条・第23条 (略) 第5節 (略) 第24条 (略) 第4章 (略) 第25条 (略) 附 則 1～3 (略)</p>	